

まえがき

本書は、選挙管理事務担当者の研修用の指導書としてはもとより、円滑な選挙管理を行ううえで
の必携の書として長年にわたり活用され、選挙管理事務の最も好個な資料とされてきました。

さて、前回の改訂から、本年の第百六十九回国会までに、地方公共団体の長の選挙における選挙
運動用ビラ頒布の解禁等の内容とする公職選挙法の一部改正が行われました。

これを機会に、これらの法改正に伴う改正を加え、「平成二十年版」を発行することといたしました。
た。

今後とも本書が関係者の方々にさらに広く活用され、選挙の管理執行に役立てば幸いです。

平成二十年十月

選挙管理研究会

凡 例

一 このテキストは、公職選挙法において規定されている都道府県の選挙管理委員会および市町村の選挙管理委員会等が主として管理執行する事務のうち(一)選挙人名簿(二)投票(三)開票(四)公職の候補者(五)選挙会および選挙分会(六)当選人(七)選挙期日および特別選挙(八)同時選挙その他選挙運動等に関する事務および地方自治法に基づく直接請求に関する事務について、その参照事項、運用事項、行政実例、通牒(通知)、判例または管理上問題となつた主な事例等を適宜集録したものである。

二 法令を掲げるにあつては、次のとおりこれを略称した。ただし、直接請求については、直接請求の項の法令略称を参照すること。

* 日本国憲法	憲
* 公職選挙法	法
* 公職選挙法施行令	令
* 公職選挙法施行規則	規 則
* 在外選挙執行規則	在 外 規 則
* 地方自治法	自 治 法
* 地方自治法施行令	自 治 令
* 地方自治法施行規則	自 治 規 則

- * 政見放送及び経歴放送実施規程……………放送規程
- * 公職選挙郵便規則……………郵便規則
- * 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律……………基準法
- * 政治資金規正法……………規正法
- * 地方公務員法……………地公法
- * 民事訴訟法……………民訴

三 条文の引用の際かつこ書の場合は、次の例によることとした。

公職選挙法第六十一条第一項第二号……………法一六一Ⅱ

四 行政実例および判例の引用にあつては、次の略号を用いた。

昭和三十一年九月一日……………行政実例

昭三一、九、一実例

昭三一、九、一最高裁

昭三一、九、一〇〇高(地)裁

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一〇〇高(地)裁

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

昭三一、九、一最高裁判所判決

すものである。

第五章 在外投票

一 在外投票の方法

- 1 在外公館等における投票（在外公館投票）
- 2 郵便等による投票（郵便等投票）
- 3 在外選挙人名簿登録市町村の指定在外選挙投票区の投票所における投票（選挙期日当日）
- 4 在外選挙人名簿登録市町村における期日前投票
- 5 在外選挙人名簿登録市町村以外の市町村の選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票記載場所における不在者投票

二 対象者

在外投票ができる者は、在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので国外から国内へ住所を移した後、新たに選挙人名簿に登録された者を除く。）（法四九の二一、令六五の二）

三 在外投票の手続

1 在外公館投票

(一) 投票場所

在外公館の長（総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。）の管理する投票を記載する場所（法四九の二一）

(二) 投票期間および投票時間

投票期間は、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の

第五章 在外投票（在外投票の手続）

(参照)

在外公館の長は、在外公館等投票記載場所を指定する（令六五の六一）。

在外公館の長は、在外公館等投票記載場所を指定したときおよび指定を取り消したときは、当該在外公館等投票記載場所を、外務大臣を経由して総務大臣に通知する（令六五の六二）。

第五章 在外投票（在外投票の手続）

公示または告示の日の翌日から選挙の期日前六日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情がある）と認められる場合は、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日）までの間（あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）（法四九の二）

なお、その期間内に投票を行わせることができないときは、さらに投票を行わせることはしないものとする（法二七一の五）。

投票時間は、午前九時三十分から午後五時までの間にするが、この時間により難い特別の事情があると認められる在外公館等投票記載場所については、別に定める（令一四二、三、四）。

(三) 手続

ア 投票用紙等の請求

イ 投票用紙等の交付

(参照)

選挙人は、在外公館の長に対して、文書により、在外選挙人証および旅券または当該投票をしようとする者の資格もしくは地位を証明する書類（当該投票をしようとする者の写真をはり付けてある書類その他日本国または居住国の政府または地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録申請者の写真をはりつけてあるものに限る。）を提示して、投票用紙および投票用封筒の交付を請求する（令六五の三一、六五の五、在外規則二〇一）。

点字によつて投票をしようとする選挙人は、在外公館の長に対し、その旨を申し立てる（令六五の三二）。

(参照)

在外公館の長は、投票用紙等の請求を受けた場合には、ただちにこれをその請求した選挙人に交付する。この場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入するとともに、当該選挙人の

ウ 投票の方法

投票用紙等の交付を受けた選挙人は、ただちに在外公館等投票記載場所において、投票用紙に自ら投票の記載をし、投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載し、およびこれに署名して、在外公館の長に提出する（令六五の四一）。

エ 投票の送致

在外公館の長は、投票を受け取つた場合においては、投票用封筒に投票の年月日および場所を記載し、およびこれに記名し、かつ、投票に立ち会つた者に署名または記名押印をさせ、さらにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、ただちに外務大臣を経由して、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送付する（令六五の七一）。

オ 代理投票

在外公館の長は、選挙人が代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公

第五章 在外投票（在外投票の手続）

在外選挙人証に当該選挙の種類および期日、投票用紙および投票用封筒を交付した年月日ならびに在外公館の名称を記入する。また点字によつて投票をする旨の申立てをした選挙人に交付する投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない（令六五の三三、四）。

（参照）

投票の送付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、ただちにこれを当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者に送致する（令六五の七二）。